



島根県報

令和8年7月14日（火）

号外 第 7 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第437号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 14 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	吉田奥出雲線	雲南市吉田町深野644番 1 地先から同地先まで	前	メートル 12.75～ 19.30	メートル 33.35	雲南県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	15.80～ 20.44	33.35		
〃	市木井原線	邑智郡邑南町市木5191 番 2 地先から同地先まで	前	14.70～ 25.16	46.14	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	22.24～ 36.40	46.14		
〃	〃	邑智郡邑南町市木5169 番 1 地先から同5151番 1 地先まで	前	21.87～ 38.89	24.37		災害防除工事 拡幅
			後	28.89～ 43.54	24.37		

島根県告示第438号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町296番2地先から同地先まで	メートル 14.40	令和8年 7月14日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市後野町1836番3地先から同町1861番内1地先まで	680.00	令和8年 7月14日		
〃	桜江金城線	江津市桜江町長谷3044番4地先から同3050番1地先まで	271.16	令和8年 7月14日		
〃	〃	江津市桜江町長谷1929番1地先から同3120番3地先まで	88.50	令和8年 7月14日		